

生活環境課

生活安全担当

1 交通安全対策

(1) 鳩山町交通安全対策協議会

鳩山町における交通の安全、交通事故の防止及び交通災害等の対策を推進するため設置されています。

なお、平成 29 年度は会議を開催しておりません。

(2) 交通安全街頭指導

ア 春の全国交通安全運動 平成 29 年 4 月 6 日（今宿交差点にて実施）

イ 夏の交通事故防止運動 平成 29 年 7 月 19 日（大橋交差点にて実施）

ウ 秋の全国交通安全運動 平成 29 年 9 月 21 日（石坂交差点にて実施）

エ 冬の交通事故防止運動 平成 29 年 12 月 8 日（熊井交差点にて実施）

各季の運動期間中に、西入間交通安全協会鳩山支部や鳩山町交通安全母の会、西入間警察署等の協力により、今宿交差点などにおいて交通安全啓発品の配布を通じた交通ルールやマナーの遵守を呼びかけました。

(3) 各種行事の交通秩序の確保

今宿夏祭り、納涼夏祭り、町民体育祭、はとやま祭、鳩山駅伝大会等において、西入間交通安全協会鳩山支部の協力をいただき、交通安全・交通秩序の確保を図りました。

(4) 交通安全施設の整備

交通安全活動の一環として、区長・自治会長を通じて提出された道路反射鏡の新規設置・修理交換要望について、現地調査を実施し、緊急を要すると判断された場所から優先的に新規設置・修理交換を行いました。

事業内容	事業費
道路反射鏡修理交換 2箇所	175,500円

(5) 交通安全協会・交通安全母の会

西入間交通安全協会は、西入間警察署管内 9 支部で構成されています。鳩山支部は、支部長以下 36 名で組織されており、本町で開催される各種イベントにおいて、交通安全・交通秩序を確保するとともに、安心・安全なまちづくりに努めています。

鳩山町交通安全母の会は、小学校の PTA（亀井小学校・今宿小学校）が母体となっています。交通事故のない明るい平和な社会づくりに寄与することを目的に、子どもたちの安全確保のための各種活動を行いました。

(6) 交通災害共済

交通災害共済は、みなさんが会費を出し合い、交通事故により死亡したり、けがをしたときに見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

共済期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間ですが、中途加入した場合は、加入申込みをした日の翌日から 3 月 31 日までとなります。加入者が他市町村へ転出した場合でも共済期間内は有効となります。共済会費は、年額で一般は 900 円、中学生以下は 500 円とされています。

会員加入状況

一 般		中 学 生 以 下		計	
会員数	金額	会員数	金額	会員数	金額
441 人	396,900 円	14 人	7,000 円	455 人	403,900 円

見舞金支給状況

支給件数	支給額
4件	159,000円

2 防犯対策

(1) 地域防犯活動

- ア はとやま祭防犯パトロール及び啓発活動 平成 29 年 11 月 3 日
 イ 年末年始特別警戒に伴うパトロール 平成 29 年 12 月 15 日、22 日
 ウ 偶数月 15 日振り込め詐欺防止啓発活動 平成 29 年 6 月、10 月、12 月
 平成 30 年 2 月

西入間地区地域安全推進連絡協議会鳩山支部や西入間警察署の協力により、鳩山ニュータウン西友前、町内金融機関及び A T M 前において、振り込め詐欺防止を呼びかけるパンフレットや啓発品等を配布し、防犯意識の向上を呼びかけました。

(2) 青色回転灯装備車による自主防犯パトロール

- ア 児童生徒の下校時間帯等でのパトロールを教育委員会と協同で実施（全 36 回）

月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数	3回	5回	4回	2回	3回	4回	3回	3回	3回	3回	3回

- イ 西入間地区地域安全推進連絡協議会鳩山支部によるパトロール（全 46 回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数 (夜間)	1回	4回	4回	4回 (1回)	4回 (4回)	4回	4回	5回	4回	4回	4回	4回

(3) 防犯灯設置修理

省エネ、電気料金の節減を目的とし、LED 防犯灯設置・交換工事を推進するとともに、住民が安全で安心して生活できるよう防犯灯の電球切れ等の修理や器具交換を実施しています。下表のうち、防犯灯設置工事は新規に設置した防犯灯の基数で、防犯灯等補修は、老朽化により痛んだポール（支柱）等の補修を、防犯灯修理交換は、電球や器具等の交換を実施した箇所数です。

事業内容		事業費
LED 防犯灯設置工事(新規)	1基	47,304円
LED 防犯灯灯具交換	13基	425,142円
防犯灯等補修	8箇所	233,658円
防犯灯修理交換	263箇所	766,036円

3 放置車両の措置

道路等の公共の場所に相当の期間放置された車両について、環境保全条例に基づく必要な手続きを経て撤去の措置を講じています。

平成 29 年度は、自転車 7 台を撤去しました。

4 空地等の適正管理

私有地を空地として放置いたしますと、枝草が繁茂し、隣地に覆い被さる、美観を損ねる、害虫等が発生するとともに、乾燥時期には火災の危険があるなど、近隣住民に迷惑がかかることが想定されます。

町ではこれらの苦情を受けて現地調査を行い、土地の所有者等に文書又は口頭により適正に管理していただくよう指導をしています。

地区名	大橋	竹本	赤沼	小用	大豆戸	楓ヶ丘	松ヶ丘	鳩ヶ丘	合計
指導件数	1(1)	1(0)	5(0)	4(2)	2(2)	7(5)	4(3)	4(1)	28(14)

() 内は、適正管理済みの件数を示す。

5 空家対策

(1) 鳩山町空家等対策協議会

町長を会長として、関係団体を代表する者、町議会の議員、学識経験を有する者、公募に応じた町民、町長が必要と認める者として選出された委員に委嘱し、計11名で構成されており、空家等対策計画の策定や特定空家等に対する措置の方針などについて協議しています。

ア 第1回鳩山町空家等対策協議会：平成29年5月25日（木）

(ア) 空き家等対策の推進に関する特別措置法について

(イ) 鳩山町空家等対策協議会条例について

(ウ) 鳩山町の空き家等の現状について

(エ) 空家等対策計画の概要について

イ 第2回鳩山町空家等対策協議会：平成30年2月23日（金）

(ア) 空家等対策計画に関する各自治体への照会結果について

(イ) 空家等対策計画策定に向けてのフローについて

(ウ) 空家等対策計画の骨子（案）について

6 地域下水旧終末処理場管理

(1) 業務委託概要

業務名	業務概要	金額	受注業者
地域下水旧終末処理場清掃業務	施設内清掃2回（9月、11月）実施	345,600円	毛呂山清掃株式会社

7 狂犬病予防関係

(1) 登録頭数・届出受理件数

狂犬病予防法により犬の飼主は生涯一度の「犬の登録」と年に一度の「狂犬病の予防注射」が義務付けられています。登録・転入の場合は「犬の鑑札」を、狂犬病予防注射をした場合は「注射済票」を交付しています。登録した犬の死亡時は「犬の死亡届」、住所・飼主等が変わった場合は「登録事項等変更届」、鑑札や注射済票の紛失などの時は再交付の事務手続きを行っています。また、4月には集合狂犬病予防注射（2日間4会場）を実施しました。

（単位：頭）

件名	新規登録 （内転入）	狂犬病予防注 射済票交付	死亡届	登録事項等 変更届	鑑札 再発行	済票 再交付	平成30年3月31 日現在登録数
頭数	61(7)	716	81	14	5	3	1,125

(2) 野犬保護等件数

ア 野犬捕獲保護頭数

平成29年度は8頭の野犬（首輪をした飼犬と思われるものを含む）を捕獲、保護しました。基本的には職員で対応しますが、近づくことが困難な場合などは坂戸保健所職員と合同で捕獲します。

イ 動物死体処理状況

道路等で交通事故等により死んでしまった動物の死体処理を行っています。下表のうち、「その他」とは犬、猫以外の動物（タヌキ、イタチなど）の処理件数、「不明」は現地確認で発見できなかった件数を示しています。

（単位：件）

種類	犬	猫	その他	大型動物	不明	計
件数	2	60	67	1	11	141

8 苦情処理

(1) 苦情処理件数

苦情処理にあたっては、規模の大きさ及び内容等により関係各課又は県、警察等と協力体制をとり対応しています。

また、緊急の苦情など時間外（夜間、休日）での対応を求められることも少なくありません。

苦情の種類	対応件数
野焼き行為	20
大気汚染	0
騒音・振動	7
水質	4
悪臭	1
不法投棄・廃棄物	17
ごみ収集・集積所に関すること	11
動物等の苦情	8
交通安全に関すること	1
防犯灯・防犯に関すること	0
その他	15

環境保全担当

1 環境政策

(1) エコオフィスはとやま行動計画の実践

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、環境にやさしいオフィスづくりに向けた温暖化防止のための行動計画です。本町の事務事業より排出される温室効果ガスの排出量の削減を目指しています。

平成29年度は、第3次計画の最終年となり、常時職員が配置されている課（局・所・室）を対象として、基準年である平成24年度の数值より温室効果ガス2%（15,972kg）を削減する目標を設定しています。

全体計画

項目	平成24年度 (基準年)	平成29年度 (計画目標年)	削減目標率	削減目標数量
CO ₂ 年間排出量 (二酸化炭素換算値)	798,583kg	782,611kg	2%	15,972kg

基準年（平成24年度）との比較

項目	基準年	平成29年度	削減数量	基準年比
二酸化炭素	794,488 kg	746,998 kg	△47,490 kg	△ 6.1 %
一酸化二窒素	3,102 kg	2,320 kg	△ 782 kg	△ 25.2 %
HFC-134a	884 kg	884 kg	0 kg	0.0 %
メタン	109 kg	82 kg	△ 27 kg	△ 24.8 %
合計	798,583 kg	750,284 kg	△48,299 kg	△ 6.0 %

平成29年度は、本町が削減対象としている4種ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、HFC-134a、メタン）で、基準年と比べ48,299kg削減されました。

また、エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出は、47,490kg削減されました。

この要因としては、古い施設の設備改修等により排出係数の高い灯油使用量の減少、ガソリンや液化石油ガス(LPG)の使用量が少なかったことなどが削減要因のひとつであると思われます。

今後も、これまでの取り組みであるエアコンの適正温度運転、事務室等の照明の節電やグリーンカーテンなどを推奨し、消費電力削減に努める必要があります。

また、一酸化二窒素は782kg、メタンは27kgの削減となりました。この一酸化二窒素とメタンは、自動車走行に伴い排出される温室効果ガスです。平成27年2月から電気自動車2台が導入されたこと、比較的庁用車の走行量が少なかったことが削減要因と考えられますが、住民サービスの充実と、安心安全な町づくりを進める為の事業の充実等により、車両の走行距離や排出量が増減するため、今後も業務上必要最小限での利用を心

掛けるなどの車両使用時の工夫する必要があります。

HFC-134a については、計画期間内の自動車所有台数に変更がありますが、温室効果ガスの総排出量に変化が生じた都度、計画を見直していると排出量及び削減目標が確定しないため、計画期間中は基準年の排出量で比較しています。

(2) 旧鳩山町地域下水処理施設太陽光発電システム管理事業

・売電料

4月～3月分 7,661,117円

2 環境保全

(1) 土砂のたい積等の規制

土砂の埋立て等に関する規制を強化するため、平成16年4月1日から、「鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例」を施行し、土砂の搬入を伴う300㎡以上のたい積等の行為に対して規制しています。

この条例では、有価物・無価物を問わず、一時的に土砂をたい積する場合及び資材置場であっても許可を要することとし、これまでの問題点の解消を図りました。

本条例では資材置場として使用する場合は2年経過時点で更新することとしています。平成29年度許可数は1件、平成30年3月31日現在継続中の許可件数は6件となっています。

土砂のたい積等許可状況（新規）

事業所名	搬入場所	搬入面積	許可期間
(株)アースネット	泉井	429.77㎡	H29.10.2～H30.3.28

土砂のたい積等許可状況（更新）

事業所名	搬入場所	搬入面積	許可期間
(株)田中工業	赤沼	2,377.00㎡	H30.4.1～H32.3.31
	赤沼	1,355.00㎡	H30.4.1～H32.3.31
(株)大司	石坂	626.91㎡	H30.2.1～H32.1.31
(有)関口正直建材	熊井	1,272.00㎡	H30.3.1～H32.2.28
(株)根岸土木工業	小用	1,161.00㎡	H30.4.1～H32.3.31
	小用	994.00㎡	H30.4.1～H32.3.31
(株)戸口興業	奥田	825.00㎡	H30.4.1～H32.3.31
(株)長島建材	石坂	2,113.00㎡	H30.4.1～H32.3.31

(2) 土地の形状変更の規制

環境保全条例では、土砂のたい積の規制に関する条例の施行に伴い、土砂の搬入を伴わない500㎡以上の土地の形状変更（切土・盛土）行為を規制しています。平成29年度許可数は1件でした。

土地の形状変更許可状況

年 度	(株)ウェストエネルギーソリューション	
	件 数	合計面積
29	1	2,755㎡

(3) クリーン鳩山

毎年5月30日を「ごみゼロ運動の日」とし、町内各地域で清掃日を設定していただき、環境保全委員会を中心にクリーン鳩山を実施しています。

平成 29 年度は、空き缶等の不燃物が約 0.23 トン、紙類等の可燃物が約 4.69 トン、合わせて約 4.92 トンの廃棄物の回収をしていただきました。

(4) 環境保全委員会

各地区・自治会から 1 名の委員を委嘱し、計 17 名で構成されている委員会で、本町のごみ処理及び環境問題等について協議を行うとともに、地区衛生活動等を実施しています。

ア 第 1 回環境保全委員会：平成 29 年 4 月 17 日（月）

- ① 環境衛生推進地区の指定について
- ② 環境保全委員の任務等について
- ③ ごみゼロ運動（クリーン鳩山）の実施について

イ 第 2 回環境保全委員会：平成 29 年 7 月 12 日（水）

- ① 道路ふれあい月間実施に伴う協力について

3 景観・美観の保全

(1) 景観樹木の保全

環境保全条例に基づき景観樹木の指定申請書が提出された時、審査委員会による現地調査を実施し、基準等をクリアしていると判断された樹木を景観樹木として指定します。基準については、樹木の高さ 15m 以上、幹の周囲 2m(地上高 1.5m)以上となっています。

○樹木種類

平成 30 年 3 月 31 日現在

樹木名	モミ	スダジイ	ケヤキ	タブノキ	クスノキ	マツ	カシ	合計
本数	7	3	2	1	2	1	1	17

○指定地区別

平成 30 年 3 月 31 日現在

指定地区	大橋	奥田	須江	竹本	泉井	高野倉	赤沼	合計
本数	4	2	3	1	2	2	3	17

4 廃棄物処理・減量化対策

(1) 不法投棄状況

テレビ等の特定家庭用機器については、処分時にリサイクル料金が課せられるため、多くの不法投棄が発生しています。

また、悪質な不法投棄として、建築廃材、廃タイヤ、自動車部品等も捨てられています。これらの不法投棄物は警察に通報しても投棄者が不明なことや投棄物の殆どが埼玉西部環境保全組合では処理出来ない物であるため、専門業者への処分を委託し実施しています。

不法投棄件数 48 件

- ・うち可燃ごみとして西部環境保全組合への持ち込み量 6,283.0 kg
- ・うち不燃ごみとして西部環境保全組合への持ち込み量 925.0 kg
- ・西部環境保全組合で処理できない不適物及び特定家庭用機器処分費 63,342 円
- ・廃消火器処分費 23 本 29,900 円

特定家庭用機器処理台数

品目	テレビ	洗濯機・乾燥機	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫	合計
台数(台)	17	0	0	0	17

(2) 不法投棄パトロール

職員による月 2 回の定期実施と合わせて、随時に町内全域のパトロールを行い、不法投棄の防止と早期発見に努めています。

(3) ごみ不法投棄監視清掃業務委託事業

業務名	業務概要	金額	受注業者
ごみ不法投棄監視清掃業務	①ごみの不法投棄防止を図るための監視活動（休日も含む） ②ごみの不法投棄発見の際の通報等 ③空き缶や軽微なごみ等の回収	234,966 円	(公社) 鳩山町シルバー人材センター

定期的なパトロールを実施し、未然に不法投棄を防止するとともに、ごみ等が発見された場合は早急に撤去処理を行い、地域の環境美化（保護）に努めることを目的として実施しています。

回収月	活動日数	可燃ごみ	不燃ごみ
4月	3日	60 kg	13 kg
5月	2日	35 kg	10 kg
6月	3日	40 kg	15 kg
7月	2日	40 kg	15 kg
8月	3日	85 kg	22 kg
9月	3日	55 kg	13 kg
10月	3日	65 kg	20 kg
11月	3日	70 kg	19 kg
12月	3日	67 kg	17 kg
1月	2日	70 kg	30 kg
2月	3日	70 kg	17 kg
3月	3日	85 kg	17 kg
合計	33日	742kg	208 kg

*特定家庭用機器（テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や自動車部品（タイヤ等）の処理困難物は収集量に含まれていません。

(4) 集団資源回収事業

町に登録した団体（スポーツ少年団・老人クラブ・PTA など、15 団体。）が資源ごみの回収を行った場合、その回収量に応じて報償金を交付しています。報償金額は 1 kg につき 5 円（生きビンは 1 本につき 5 円）です。

(単位：kg・本)

件数	紙類	布類	生きビン	カレット	金属類	報償金額合計
67 件	121,627	1,267	298	85	3,046	631,615 円

(5) ごみ集積所管理

ア 集積所設置数

平成 30 年 3 月 31 日現在、鳩山町内のごみ集積所数は 246 箇所です。

イ 集積所管理費関係

集積所の管理は各地区の環境保全委員会を中心に使用者で管理されています。

集積所籠新規・移設 なし

集積所籠修繕 149,612 円（赤沼・今宿地区）

ウ 集積所違反ごみ回収

集積所に誤った出し方のごみ（違反ごみ）が出されることが少なくありません。排出者が判明した場合は地区内で指導・処理できますが、誰が出したのか分からない違反ごみで、地区内で処理困難なものについては職員が回収してします。

5 大気・水質汚濁防止対策

(1) 鳩川等河川水質調査(年間1回調査:全11地点)

水質の汚濁に係る環境基準は大別すると4種類ありますが、有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」が定められ、直ちに達成され、維持されるように努めるものとされています。また、「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されています。

調査日：平成29年6月29日

測定項目 河川名	PH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	総水銀 (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	糞便性大腸菌群 (個/100ml)
基準値	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2以下	-	25以下	1,000以下	0.0005以下	-	-	-	-
大橋川 (ひじまがり橋)	7.7	9.0	1.2	6.6	9	22,000	0.0005未満	0.86	0.097	0.01	-
泉井川 (大橋)	9.8	21.7	2.5	7.7	5	13,000	0.0005未満	1.08	0.113	0.01	-
鳩川 (東海橋)	7.6	7.0	1.1	5.9	3	24,000	0.0005未満	0.87	0.103	0.01 未満	-
石田川 (農村公園入口)	8.5	11.7	1.1	6.0	6	24,000	0.0005未満	0.66	0.079	0.01 未満	-
逆川 (塚田橋)	8.9	11.1	1.7	5.9	3	22,000	0.0005未満	0.80	0.173	0.02	-
鳩川 (亀甲橋)	7.7	8.6	1.6	7.5	8	33,000	0.0005未満	1.01	0.111	0.01 未満	-
内川 (内川橋)	7.8	9.5	1.1	5.5	4	11,000	0.0005未満	2.21	0.159	0.01 未満	-
内川 (東堂橋南)	10.4	13.9	1.8	7.7	2	23	0.0005未満	1.11	0.147	0.02	6
金谷川 (越辺川合流)	9.6	11.7	1.8	6.8	1	4,900	0.0005未満	3.20	0.199	0.06	-
唐沢川 (高台寺橋)	7.9	7.6	0.7	5.2	2	11,000	0.0005未満	0.83	0.067	0.01 未満	-
内川 (番匠橋)	9.6	12.4	3.2	7.6	3	13,000	0.0005未満	3.35	0.243	0.07	-

*生活環境項目の基準値についてはA類型を使用。昭和46年12月埼玉県告示第1646号によりA類型に指定されているのは、越辺川の高麗川合流点から上流部（町内のその他の河川は指定なし）

(2) ゴルフ場水質調査

ゴルフ場において薬剤を使用（散布）した場合、農薬が長い年月をかけ土壌や調整池等の水域を汚染し、そこから流れ出る水によって河川等が汚染される可能性があります。

このため、使用量等を調査・把握するとともに、埼玉県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱の排出水に係る水質目標値に対し、どのような状況なのか確認しています。

調査年月日			平成29年11月14日			合計
調査場所	調査箇所	調査対象	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	
日本C.C	2カ所	検体数(延べ)	1(2)	1(2)	1(2)	3(6)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
越生G.C	1カ所	検体数(延べ)	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
鳩山C.C	3カ所	検体数(延べ)	1(3)	1(3)	1(3)	3(9)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
武蔵OGM G.C	2カ所	検体数(延べ)	1(2)	1(2)	1(2)	3(6)
		検出結果	不検出	不検出	検出	
石坂G.C	4カ所	検体数(延べ)	1(4)	1(4)	1(4)	3(12)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
計	12カ所	検体数(延べ)	5(12)	5(12)	5(12)	15(36)

※検出数値は 0.002～0.004 mg/ℓであり、鳩山町環境保全条例施行規則で定める暫定指導指針値の 0.5 mg/ℓ (国が定めた基準値) の 2 分の 1 を下回っているため、問題ありません。

(3) 有害物質等水質分析調査

鳩山町は従来農村地帯でしたが、宅地開発やゴルフ場の建設及び産業廃棄物の不法投棄などにより環境汚染が予想されるため、水質調査を行い経年変化及びバックグラウンド値を把握するとともに、今後の対策の資料とすべく分析調査を実施しています。

人の健康の保護に関する環境基準では、全公共用水域に対して一律の基準値を設定していますが、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに各項目についての基準値が設定されています。

平成 30 年 2 月 8 日調査

地点 項目名	奥田	赤沼	今宿	赤沼	環境基準値
	宮ノ沢沼調整池下流	石田川・町道第 67 号線交差点	越辺川・金谷川合流地点	鳩川重郎橋下流	
カドミウム (mg/ℓ)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
シアン (mg/ℓ)	不検出 (0.10 未満)	不検出 (0.10 未満)	不検出 (0.10 未満)	不検出 (0.10 未満)	検出されないこと
有機リン (mg/ℓ)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	—
鉛 (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
六価クロム (mg/ℓ)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
ひ素 (mg/ℓ)	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
P C B (mg/ℓ)	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと

*昭和 46 年 12 月埼玉県告示第 1646 号により、生活環境の保全に関する環境基準の A 類型に指定されているのは、越辺川の高麗川合流点から上流部 (町内のその他の河川は指定なし)

(4) 鳩川・唐沢川水質分析調査

水質の汚濁に係る環境基準のなかで、有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」が定められ、直ちに達成され、維持されるように努めるものとされています。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されています。

「人の健康の保護に関する環境基準」に掲げられている 27 項目及び EPN について測定分析を行いました。

鳩川・唐沢川の水質分析調査：年 1 回

平成 29 年 8 月 28 日調査

測定項目	鳩川(重郎橋)	唐沢川(高台寺橋)	基準値
カドミウム (mg/ℓ)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003mg/ℓ以下
シアン (mg/ℓ)	0.10 未満	0.10 未満	検出されないこと
鉛 (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01mg/ℓ以下
六価クロム (mg/ℓ)	0.005 未満	0.005 未満	0.05mg/ℓ以下
ひ素 (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01mg/ℓ以下

総水銀 (mg/ℓ)	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀 (mg/ℓ)	0.0005	未満	0.0005	未満	検出されないこと
P C B (mg/ℓ)	0.0005	未満	0.0005	未満	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.002	未満	0.002	未満	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	0.0004	未満	0.0004	未満	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.002	未満	0.002	未満	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.004	未満	0.004	未満	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.1	未満	0.1	未満	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.0006	未満	0.0006	未満	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.001	未満	0.001	未満	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.001	未満	0.001	未満	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002mg/ℓ以下
チウラム (mg/ℓ)	0.0006	未満	0.0006	未満	0.006mg/ℓ以下
シマジン (CAT) (mg/ℓ)	0.0003	未満	0.0003	未満	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ (mg/ℓ)	0.002	未満	0.002	未満	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン (mg/ℓ)	0.001	未満	0.001	未満	0.01mg/ℓ以下
セレン (mg/ℓ)	0.001	未満	0.001	未満	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	1.5		1.4		10mg/ℓ以下
ほう素 (mg/ℓ)	0.04		0.02	未満	1mg/ℓ以下
フッ素 (mg/ℓ)	0.11		0.10		0.8mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.005	未満	0.005	未満	0.05mg/ℓ以下
E P N (mg/ℓ)	0.0006	未満	0.0006	未満	0.006mg/ℓ以下 (要監視項目)

6 放射線量関係

(1) 空間放射線量

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の健康被害への不安を解消するため、本町では簡易式測定器を購入し、毎月1回定期的に20カ所(平成25年10月9日から10カ所、平成26年10月から偶数月に3カ所)の公共施設等において、大気中の放射線量の測定を行っています。

平成29年度の測定結果は、0.06~0.10マイクロシーベルト/時間で、年間換算値では国際放射線防護委員会(ICRP)による一般の人の平常時における被ばく限度(自然放射線等を除く)である年間1ミリシーベルト(0.19マイクロシーベルト/時間)を下回っています。

上段 平成 29 年 4 月 21 日測定
下段 平成 30 年 2 月 14 日測定

町内の放射線量測定結果

No.	測定地点	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)			年間換算値 (mSv/y)	備考
		5cm	50cm	1m		
(1)	逆川沼公園	0.09	0.09	0.09	0.473	赤沼地内
		0.09	0.08	0.08	0.473	
(2)	もくば公園	0.07	0.07	0.07	0.368	ニュータウン内
		0.06	0.06	0.06	0.315	
(3)	亀井小学校	0.09	0.10	0.09	0.526	泉井地内
		0.08	0.08	0.08	0.420	

*注 測定値単位は 1 時間当たりマイクロシーベルト、年間換算値単位は 1 年当たりミリシーベルト、 $\mu=1/1,000,000$ 、 $\text{m}=1/1,000$ 。測定値下欄の 5cm、50cm、1m は、地面からの測定高

- (2) 空間放射線計貸出件数
平成 29 年度の放射線測定器の貸し出しはありませんでした。

7 一部事務組合

(1) 埼玉西部環境保全組合

埼玉西部環境保全組合は鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町の 1 市 3 町で構成されており、ごみの収集、運搬、処理全般を行っています。資源化施設である「川角リサイクルプラザ」が完成したことにより、平成 13 年度より本格的な資源分別回収が始まりました。

なお、平成 29 年度の負担金は 200,640,000 円でした。

(単位：t)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	資源ごみ					粗大ごみ	
			紙類	布類	ビン・ 缶	ペット ボトル	その他 プラ	可燃	不燃
鳩山町	3,418.49 (99.79)	218.15 (98.91)	345.31 (91.57)	35.90 (100.03)	146.84 (91.59)	38.68 (109.54)	99.53 (100.80)	6.41 (73.76)	4.27 (117.63)
構成市町計	32,419.20 (98.98)	1,696.53 (100.45)	2,179.23 (93.01)	308.83 (100.88)	1,136.01 (96.73)	326.10 (99.62)	752.28 (98.14)	68.18 (98.51)	29.49 (110.62)

※上段：数量、下段：前年比 (%)

(2) 広域静苑組合

広域静苑組合は鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町の 1 市 3 町で構成されています。
なお、平成 29 年度の負担金は 6,313,000 円でした。

(単位：件)

区分	死亡届出件数	火葬許可件数	越生斎場火葬件数
鳩山町	177	177	163

(3) 坂戸地区衛生組合

坂戸地区衛生組合は坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町の 2 市 3 町で構成されており、構成市町内で生じた汚泥・し尿等の処理を行っています。

なお、平成 29 年度の負担金は 22,080,000 円でした。

(単位：kg)

区分	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合計
鳩山町	215,810	3,067,580	3,283,390
構成市町計	3,142,450	36,969,020	40,111,470